

議案第 7 1 号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート	杉並区下高井戸二丁目 2 8 番 2 3 号
----------------------	------------------------

別表第 4 （4）に次のように加える。

下高井戸おおぞら公園 スポーツコート	2 時間当たり	全面	4, 2 0 0 円
		半面	2, 1 0 0 円
		1 / 3 面	1, 4 0 0 円

別表第 4 中（1 4）を（1 5）とし、（8）から（1 3）までを（9）から（1 4）までとし、（7）の次に次のように加える。

（8） 多目的ルーム

施設区分	使用区分				利用料金
下高井戸おおぞら公園 スポーツコート	体育使用	一般	1 人、1 回当 たり	小人 （小・ 中学 生）	1 0 0 円
				大人	2 0 0 円
		貸切り	2 時間当たり	全面	1, 5 0 0 円
	集会使用	貸切り	1 時間当たり	全面	1, 1 0 0 円

別表第4付記4中「(14)」を「(15)」に改め、同表付記4ただし書中「同表(9)」を「同表(10)」に改め、同表付記5中「(8)まで及び(12)」を「(9)まで及び(13)」に改め、同表付記6中「(11)及び(12)」を「(12)及び(13)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第4(4)及び(8)に規定する下高井戸おおぞら公園スポーツコート（以下「下高井戸おおぞら公園スポーツコート」という。）の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前に区長に対して行われた下高井戸おおぞら公園スポーツコートの使用の申請その他の行為又は区長が行った下高井戸おおぞら公園スポーツコートの使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

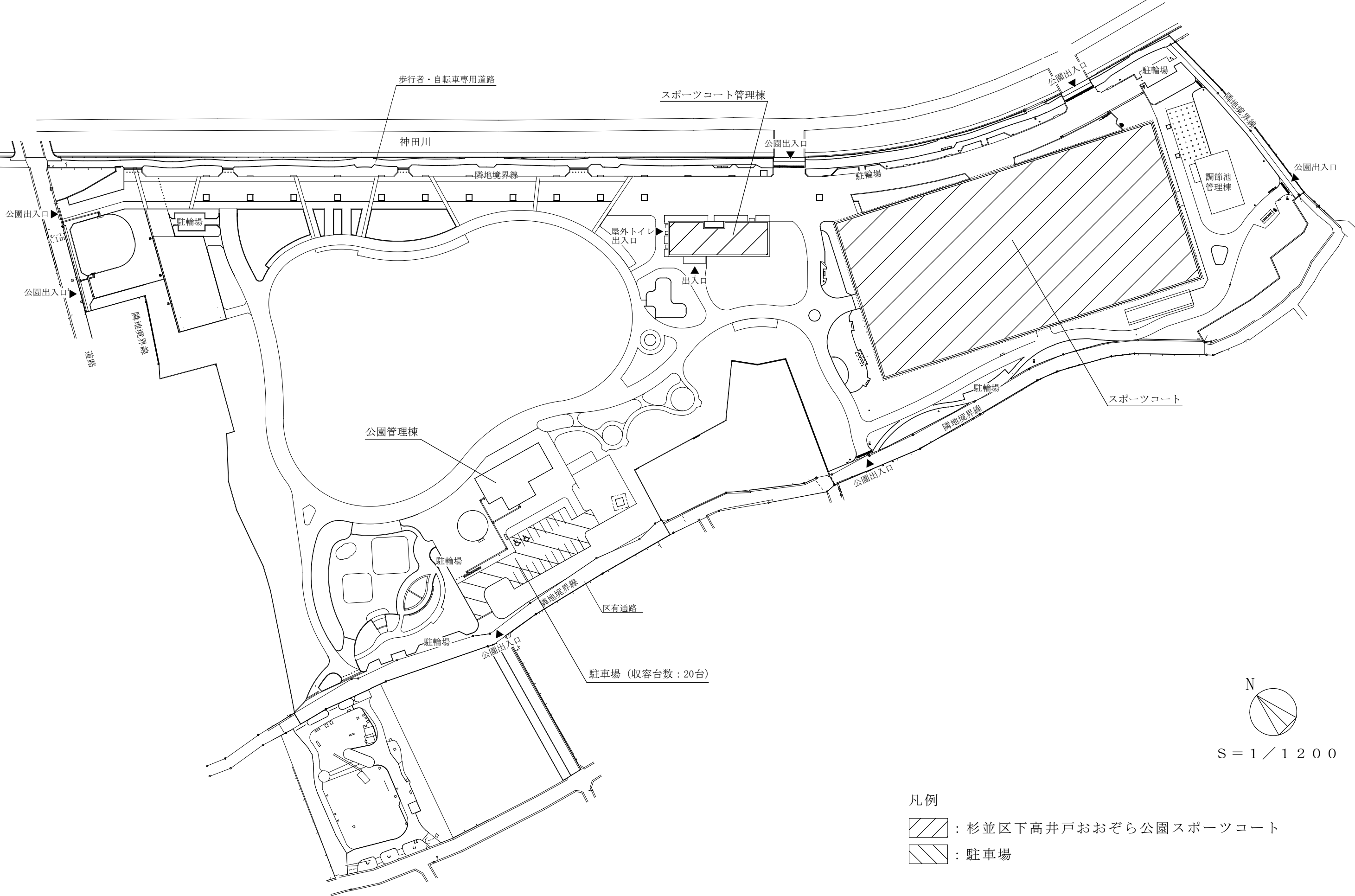
(提案理由)

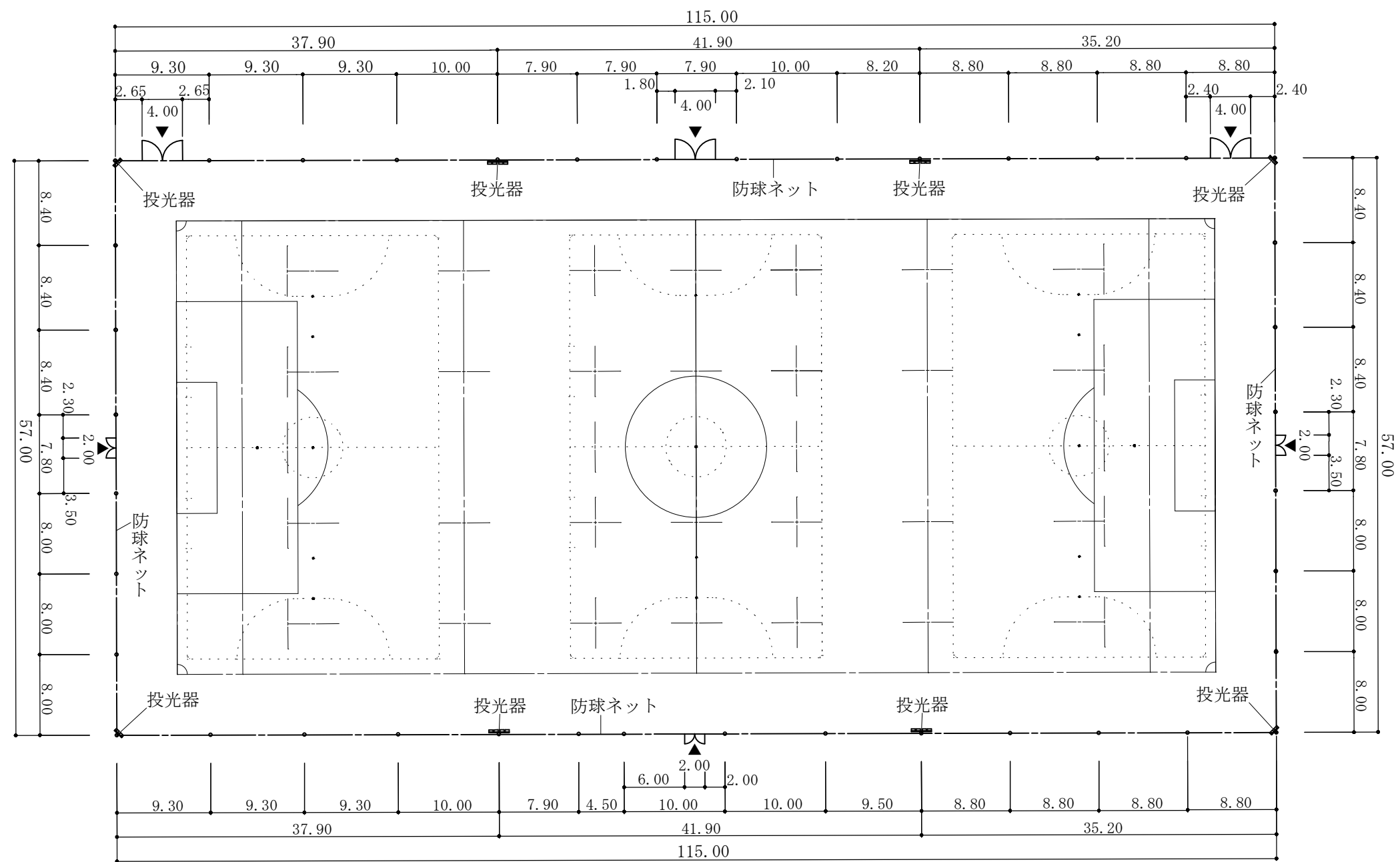
下高井戸おおぞら公園スポーツコートの利用料金を定める等の必要がある。

案 内 図

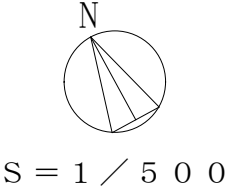
杉並区立下高井戸おおぞら公園

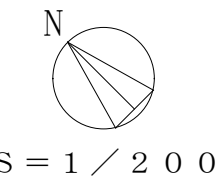
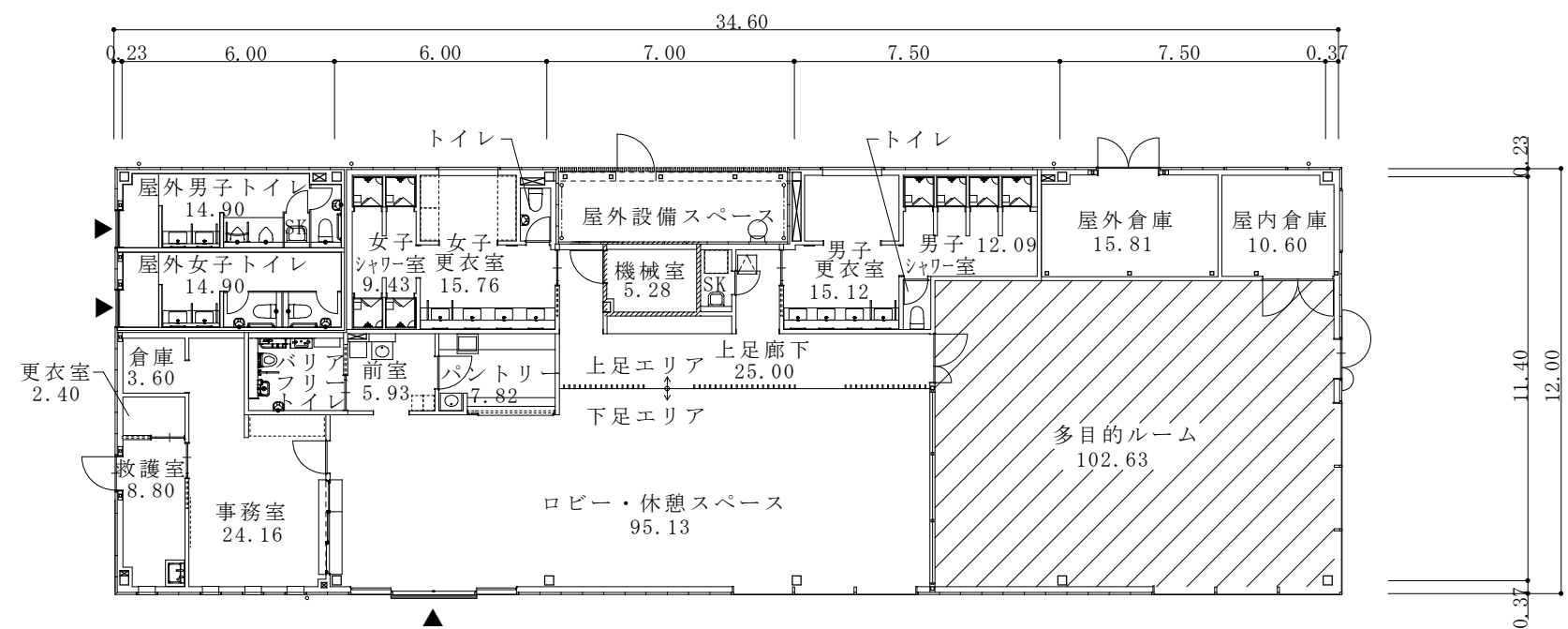






凡例
注 1 ▲は、出入口を示す。
注 2 寸法の単位は、mとする。





- 凡例
- 注 1 ▲は、主要出入口を示す。
 - 注 2  は、パイプスペースを示す。
 - 注 3 寸法の単位は、mとする。
 - 注 4 各室の数字は、面積（㎡）を示す。

杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート 透視図

スポーツコート



スポーツコート管理棟



実施設計時に作成